

第5章

緑のまちづくりの 実現に向けて

1 緑のまちづくりの実現に向けて

「未来の光市」絵画コンクール
まちづくり市民協議会会長賞



「花のすべりだいがあるまち」

光井小学校 2年 岸村羽海さん

1 緑のまちづくりの実現に向けて

本計画に掲げる「自然を守り 人とふれあう 水と緑がきらめく都市」という将来像は、市民や事業者など、まちづくりを担う多様な主体の参画や関係機関の協力なくして、実現することは困難です。このため、次の点を踏まえつつ、長期的な取組みを進めます。

(1) 計画の実効性の確保

本計画は、20年という長期的な視点に立った方針ですが、その間の社会経済情勢の変化などにより、緑のまちづくりに対する市民のニーズや価値観が移り変わっていくことも予想されることから、概ね10年後を目処に計画の改定を検討します。また、「総合計画」や「都市計画マスタープラン」などの上位計画の見直し等があった場合は、必要に応じて改定を行います。

(2) 協働による取組みの推進

持続可能な取組みを進めるためには、市民、事業者、行政が理念や目標を共有し、相互に補完し合いながら、それぞれの役割を果たしていくことが大切です。こうしたことから、市民力や地域力を活かした協働型の緑化事業の拡充を図るなど、多様な主体が緑の創出や保全に主体的に関わることができる環境づくりに努めます。

(3) 国・県等との連携・協力

緑のまちづくりは、各種法令や都市計画制度などとも密接な関わりを持つことから、国や県など関係機関との連携・協力のもと、緑化に係る各種制度の有効活用や都市公園事業等の円滑な推進に努めます。また、必要に応じて、本計画の上位計画である「都市計画マスタープラン」に基づき、県等と都市計画や土地利用等に関する調整を図るとともに、広域的な視点から緑地の保全を効果的に推進するため、周辺都市との連携の強化に努めます。

(4) 総合的な推進体制の確立

本計画を着実に推進する上で、市の取組みは最も基本になります。このため、緑に関する施策は、緑化や公園担当部局だけが手掛けるのではなく、担当部局を中心に、環境、農政、防災、教育など多岐にわたる部局が定期的な連絡調整や情報交換を行うなど、組織を横断した総合的な推進を図ります。

（５）効率的・効果的な事業推進

社会経済情勢の大きな変化を受けて、国、地方を通じた財政環境は厳しさを増しており、本市においても健全財政の確保が大きな課題となっています。このため、自然や緑に対する市民の意識やニーズの的確な把握に努め、選択と集中の観点から緑のまちづくりに関する施策や事業の重点化を図るなど、効率的・効果的な事業推進に努めます。

まちづくり・フォトコレクション「未来に伝えたい風景」
一般の部 入賞



「夏の島田川」（撮影場所：周防 旭橋付近）

大濱 哲之 さん